

○子ども・子育て支援金制度が創設された場合の国民健康保険料の決まり方(イメージ)

※料率は令和 7 年度

【令和 8 年度から賦課・徴収】

	基礎賦課額 (医療保険分)	後期高齢者支援金	介護納付金 (40 歳以上 65 歳未満)		(仮称)子ども・子育て支援納付金
所得割 (被保険者の所得 に応じて計算)	被保険者全員の所得金 額×8.26%	被保険者全員の所得金 額×3.17%	被保険者全員の所得金 額×2.61%		被保険者全員の所得金額×○%
均等割 (被保険者数 に応じて計算)	被保険者一人につき 26,910 円	被保険者一人につき 10,330 円	被保険者一人につき 9,290 円	+	被保険者一人につき ○円 ※18 歳以下は、全額軽減措置が講 じられる
平等割 (一世帯につき計算)	一世帯につき 26,100 円	一世帯につき 10,020 円	一世帯につき 6,970 円		一世帯につき ○円
賦課限度額	66 万円	26 万円	17 万円		○万円

○子ども・子育て支援納付金に関する試算(医療保険加入者一人当たり平均月額) ※こども家庭庁資料より抜粋

		加入者一人当たりの支援納付金額		
		令和 8 年度見込み額	令和 9 年度見込み額	令和 10 年度見込み額
(仮称)子ども・子育て支援納付金の 所得割・均等割・平等割を 合計した額	→ 被用者保険	300 円	400 円	500 円
	市町村国民健康保険	250 円	300 円	400 円
	後期高齢者医療制度	200 円	250 円	350 円

(注)本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要があること。